

(2) 様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が小・中学校に在籍している理由

小・中学校には、特別支援学校で学ぶことが望ましい障がいの状態の児童生徒や、医療的ケアを必要とする児童生徒など、様々な状態の児童生徒が在籍していたり、そういった状態の児童生徒が就学を希望していたりする場合があります。

P1で述べた制度改正の中、平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会がまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において以下の報告がなされました。

※1 就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の※2 教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

※1は学校教育法施行令第22条の3、※2は障害のある子供の教育支援の手引に示されています。(P5参照)



障害のある子供の教育支援の手引 [令和3年6月 文部科学省]

学校教育法施行令第22条の3



本報告を踏まえ、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正され、就学については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について※3 合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であると位置付けられました。なお、就学基準に該当しない場合は、特別支援学校に入学できないということを押さえておく必要があります。

※3の重要性についてはP3で述べています。

近年、文部科学省からの通知等は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づいており、「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点」に立つことが重要という理念が継承されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） [平成24年7月23日 文部科学省]



こうした流れの中、「地域の学校で学ばせたい」「地域の子どもと一緒に成長してほしい」等の保護者の願いなどもあり、小・中学校には特別支援学校で学ぶことが望ましい子ども（「学校教育法施行令第22条の3」に該当する児童生徒）が一定程度在籍している状況にあります。自校にも様々な障がいの状態（程度）の児童生徒が在籍している、あるいは今後、入学を希望する子どもがいる可能性があるという認識の下、日常から校内外の様々な人材や組織と連携した学校経営が求められています。